

(4) 「人」にやさしい環境整備の方針

- ・中原区のまちを歩いてみると、歩道に段差や傾斜が生じている場所があるなど、お年寄りや車椅子利用者等にとって危険性の高い場所が意外と多く存在します。また、鉄道駅等の公共性の高い施設についても、一部にバリアフリー化工事がすすめられている箇所はありますが、まだまだ十分であるとはいえません。
- ・また、中原区は、平坦な地形の区であることから、通勤・通学や買い物に自転車を利用する区民が多いことが特徴といえます。このため、鉄道駅周辺を中心として、違法駐輪や放置自転車が目立っており、歩行者や自動車、緊急車両の通行が妨げられているとともに、商店への出入りが困難な場所も見られます。
- ・このようなことから、都市で生活する主体である私たちが、住み慣れた地域で自由に安心して行動でき、暮らしに快適さを感じられるような「人」にやさしいまちづくりをすすめる必要があります。

- ① 誰もが楽しく歩けるまちづくり
- ② 人・地球にやさしいまちづくり
- ③ 自転車と共生するまちづくり
- ④ 市民の意識づくり

① 誰もが楽しく歩けるまちづくり

- ・すべての人がまちで快適に暮らすためには、高齢者等にやさしいユニバーサル・デザイン[※]のまち・施設整備や適切なサイン計画による歩行者等の誘導のための環境整備が必要です。

1) 誰もが歩けるまちづくり

- ・区内には、駐車場への入口とするために歩道の切り開きが行われて歩道に急な傾斜ができていたり、街路樹の根によって歩道が盛り上がっていたり、道路に立つ電柱等が歩行者の邪魔になっている場所が多く存在します。
- ・このため、道路や鉄道駅等の公共施設等の公共性の高い場所において、高齢者等が安心して歩けるようなまちづくり・施設整備が必要になります。
- ・また、施設整備等のハード面の整備だけでなく、誰もが安心して歩けるまちにするためには、人の温かみを感じられるソフト面のまちづくりをすすめることも重要です。

□バリアフリーのまちづくり・ユニバーサル・デザインのまちづくりの推進

→段差のない歩きやすい歩道づくり

→歩道のバリアフリー化の推進（電線類の地中化、適切な街路樹の植栽計画）

※)ユニバーサル・デザイン：すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境（建物や空間等）をデザインすること。

→駐車できない歩道になるような道路の構造的な改善・工夫

→鉄道駅等の公共性の高い施設のバリアフリー化の推進

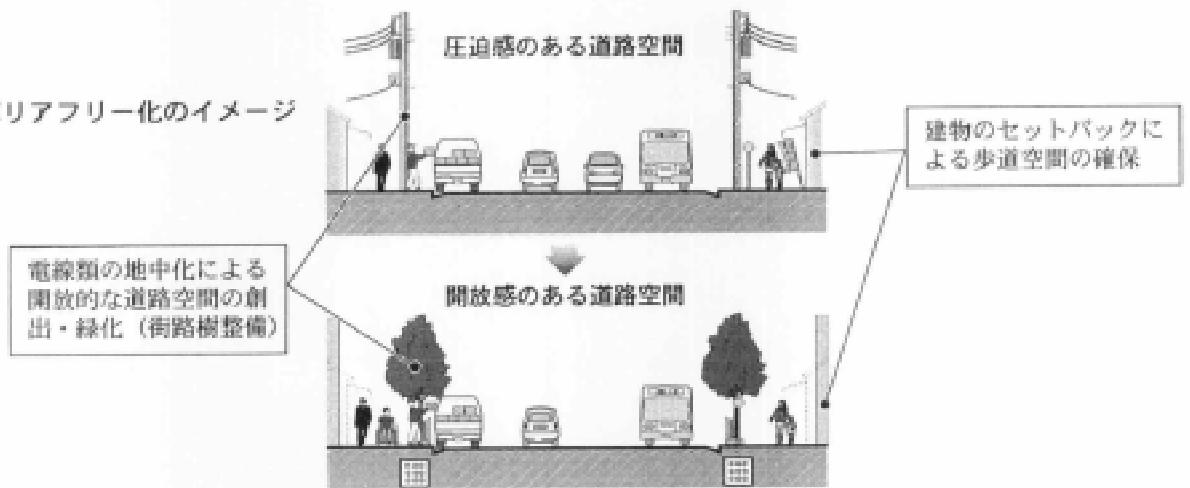
(エレベーターの設置や多目的トイレの整備等)

→バス停やタクシー乗り場のバリアフリー化の推進

□こころもバリアフリーのまちづくりの推進

→市民意識の向上

■歩道のバリアフリー化のイメージ



2)わかりやすいまちづくり

・まちの中には様々なサイン（案内標識）があります。しかし、利用者からは、サインが煩雑で、公共施設等への道程がわかりにくいという声も聞かれます。

・利用者を公共施設等までスムーズに誘導するため、利用者である市民自らがサイン計画づくりに参加できるような体制づくりをすすめるなど、何人にもわかりやすいまちづくりをすすめることが有効となります。

□統一性をもたせたサイン計画づくり

□施設へのサインの設置・改善（国際交流センター、小杉周辺の公共施設、聴覚障害者情報文化センター、老人憩いの家など）

□サイン計画を考える市民委員会等の立ち上げ（利用者の立場に立ったサイン計画づくり）

■サインの改善イメージ



② 人・地球にやさしいまちづくり

- ・地球温暖化の進行が世界規模で懸念されており、小さな地域の取り組みの積み重ねにより、少しでも地球環境に与える負荷を軽減するようなまちづくりが必要です。

1) エコロジーのまちづくり

- ・地球温暖化防止のためにも、省エネを推進し、エコロジーのまちづくりをすすめることが必要になります。

- 自然エネルギーの活用（太陽光エネルギー・雨水の有効利用等）
- ヒートアイランド^{※1} 対策の検討
- 透水性のある舗装材を用いた道路整備
- 屋上緑化、壁面緑化の推進
- 風の道づくり^{※2}

2) 公害のないまちづくり

- ・綱島街道や南武沿線道路、府中街道では、自動車交通による排気ガス汚染や騒音公害等が問題視されており、公害の起きないまちづくりをすすめることが必要です。
- ・また、将来的には、川崎縦貫高速道路が区内に整備されることが予定されているため、計画段階において、環境にやさしい道路整備手法を検討することが必要になります。

- 大気汚染・自動車騒音を緩和するための街路樹整備
- 工場緑化の推進
- クリーン自動車化の推進
- 大気の浄化装置設置などの検討

③ 自転車と共生するまちづくり

- ・中原区は平坦な土地であることから自転車利用者が多く、駅周辺に違法駐輪や放置自転車が多くみられ、歩行者等の通行を阻害しています。
- ・これらの原因のひとつに、鉄道駅周辺に適切な駐輪場が整備されていないことが挙げられ、駅近くの便利な場所に適切な規模の駐輪場を整備することにより、自転車と共生するまちづくりを推進していくことが必要です。

※1) ヒートアイランド (heat island) : 「熱の島」という意味で、都市化の進行に伴い、都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になる現象をいいます。ヒートアイランド対策としては、透水性舗装の推進や屋上緑化等による緑の創出等による熱の管理（都市全体の熱収支バランスの管理）が必要とされています。

※2) 風の道づくり : 都心部のヒートアイランドや大気汚染の改善を図るため、都心部に冷涼な空気を呼び込み、心地よい川風等が吹くような都市空間をつくることをいいます。

1) 駐輪場の拡張及び方式の検討

- ・適切な規模の駐輪場を整備するためには、既存の駐輪場の拡張及び方式等を検討することが必要です。

□有効な駐輪場整備手法の検討

2) 空地等の有効活用による駐輪場の整備

- ・駐輪場を整備するためには、市街地の中の遊休地等の空地を積極的に活用することが有効です。
- ・その場合は、気軽に利用できる駐輪場になるよう、利用者の利便性に配慮することが重要であり、場所の選定や利用方法等を市民主体で検討することが必要です。

□空地等の有効活用による利便性のよい場所への駐輪場の整備

□利用者の立場に立った駐輪場の整備

④ 市民の意識づくり

- ・人にやさしい環境整備をすすめるにあたっては、行政等の事業者による施設整備等のほかに、市民の意識向上を図ることが必要です。-

1) 市民のモラル向上

- ・まちには、鉄道駅周辺に違法駐輪がみられたり、歩道上に自動車が駐車されていたり、多摩川河川敷に廃車が放置されていたり、タバコの吸い殻等のゴミが散乱しているなど、市民のモラル向上により解決できる問題も多くあります。
- ・このため、自転車利用者のマナー向上やポイ捨て禁止、犬の散歩者のマナー向上等の周知活動を図ることが必要です。

2) 良好なコミュニティの形成

- ・市民の意識向上のためには、ゴミのポイ捨てキャンペーンの実施や廃品回収等の活動をコミュニティレベルですすめることが必要と考えられます。
- ・また、高齢者や子ども達のマンパワーを活用したまちの美化運動等を推進していくことも、地域の良好なコミュニティ形成のために有効です。

■鉄道駅周辺にみられる違法駐輪



■市民の手による垂れ幕の設置



(5) 「まち」の魅力向上のための環境整備の方針

- ・中原区の中心に位置する小杉駅周辺では、大規模工場の跡地を活用した再開発地区計画づくりがすすめられ、川崎市の第3都心としての活気とにぎわいのあるまちづくりがすすめられようとしています。このような中原区の新しい顔づくりともいえる大規模開発を契機として、環境に配慮したまちづくりを区全体に拡げていくことが期待されます。
- ・また、区内に点在する歴史的資源を守り、それらを有効に活用した景観づくりをすすめ、中原の歴史を後世に伝えていくことも必要です。

① 中原区らしい街なみづくり

① 中原区らしい街なみづくり

- ・他のまちに負けない個性をもった中原区としてのまちづくりをすすめるには、武蔵小杉駅を中心とした第3都心などの都市的な街なみ形成や、工場や緑と共存した良好な住宅地の街なみ形成、緑・花・水・人・歴史といった中原区のもっている資源を活かした街なみ形成など、中原区らしさをアピールできる街なみづくりが必要です。

1) 小杉駅周辺等拠点地区の都市景観づくり

- ・武蔵小杉駅に近い小杉駅南部地区と中丸子地区においては、再開発地区計画づくりがすすめられ、市の第3都心として、広域的な商業・業務機能や先端技術産業機能、居住機能を備えた質の高い複合市街地の形成に向けたまちづくりがすすめられようとしています。この2つの再開発地区計画の整備方針では、歩行者の回遊性を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある都市空間の形成をめざし、歩行者通路や公園・広場・歩道状の空地等を適正に配置することとされています。
- ・この小杉駅周辺地区等の区内の鉄道駅周辺地区においては、各地区の個性を活かしながら、まちの顔となる駅周辺の都市景観づくりをすすめることが必要です。

都市景観形成地区^{※1)}の指定による質の高い都市景観の形成

デザインコード^{※2)}の採用による連続感のある街なみ形成（都市景観条例の活用）

街なみ協定^{※3)}等の検討（商店街等の景観づくり）

街なみガイドラインの作成

※1) 都市景観形成地区：『川崎市都市景観条例』に基づき指定された、都市景観の形成を促進する必要がある地区をいいます。都市景観形成地区においては、地区の関係住民が設立する景観形成協議会と市の協議を経て景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることになっています。

※2) デザインコード（design code）：建物等のデザインに関する規定のことをいいます。

※3) 街なみ協定：街なみに関するルールを定めた紳士協定をいいます。

